

湯沢市公用車カーシェアリング実証事業  
基本仕様書

公募型プロポーザルで提出する企画提案書等については、以下に記載する基本的な仕様を踏まえた上で作成してください。

これ以外の事項（車種・グレード、機能、運用方法など）については自由に提案してください。

### 1 趣旨

この基本仕様書は、公用車カーシェアリング実証事業（以下、「本事業」という。）に係る公募型プロポーザルを実施するにあたり、本事業において事業者が担う業務の内容について定めることを目的とする。

### 2 業務期間

令和6年6月中旬（予定：契約締結日の翌日）から令和7年3月31日まで

※公用車カーシェアリングサービスの開始時期については、後段6に記載する。

※カーシェアリングサービス部分は、駐車スペースの除雪作業の都合から降雪期間は行わないため、令和6年12月1日（日）までとし、降雪の状況により協議の上、予定期間を短縮または最長で令和7年1月13日（月・祝）まで延長する可能性がある。以降は公用車利用のみとする。

### 3 車両配置場所

湯沢市役所本庁舎 公用車第2車庫内（湯沢市佐竹町 224-1）及び  
湯沢駅前無料駐車場内 を想定し提案すること（事業実施時に別途指示します）

### 4 本事業において事業者が担う業務

(1) 次世代自動車1台の調達及び市へのレンタル（公用車利用）

(2) 次世代自動車1台を用いた市民等への休日カーシェアリングサービスの実施

※ カーシェアリングサービスに供する日（以下、「休日」という。）は、土曜日・日曜日、土曜日・日曜日に連続する祝日、年末年始（12月29日から1月3日）とする。

### 5 業務内容

(1) 次世代自動車1台の調達及び市へのレンタル（公用車利用）

① 調達する次世代自動車の仕様について

1	種別・用途	小型自動車・乗用
2	乗車定員	4人以上

3	初度登録年	新車新規登録、又は令和3年以降登録車も可とするが、その場合は修復歴がなく外装に目立った傷のないもの
4	総走行距離	30,000km以下であれば可とする
5	次世代自動車	ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車のいずれかとし、水素燃料車を除く。
6	駆動方式	4WD（パートタイム又はフルタイム）
7	変速装置	オートマチック（無段変速機含む）※AT限定免許対応車
8	ドアの数	4ドア+バックドアの5ドア
9	全長	4,700mm以下
10	全幅	1,699mm以下
11	全高	1,999mm以下
12	衝突回避・軽減装置	自動ブレーキ等（歩行者・自転車検知機能）、ABSまたはブレーキアシスト機能、運転席・助手席SRSエアバッグ
13	誤発進抑制装置	前後方向装備
14	塗装色	提案は自由とするが、最終的には双方協議の上決定する。
15	オーディオ	AM又はFMラジオ
16	ナビゲーションシステム	カーナビゲーションシステム一式 （AM又はFMラジオを受信可能なもの。テレビ受信は可能・不可能いずれでも可。後方安全確認用バックカメラ付でナビへの接続まで含むこと。）
17	バックカメラ	後退時連動リアカメラとし、カーナビゲーション画面で確認できること。
18	ドライブレコーダー	運転席前方向の録画が可能なもので、後方及び側面については任意とする。（モニター無し） MicroSDカード8GB以上付属。 アクセサリ電源連動、常時録画（上書き機能付き） 車内で録画内容を視聴できない仕様のもの ※ドライブレコーダー搭載シールをリアガラスに貼付のこと
19	フロアマット	1台分
20	鍵又はスマートキー	1個（市使用分とする。スペアキーについては不要とする。） ※休日はカーシェアリングに供することを前提とし、カーシェアリング実施のために必要なデバイス等を搭載すること。
21	寒冷地仕様及びタイヤ	標準タイヤのほか、降雪期前に事業者がスタッドレスタイヤに交換を行うこと。

② 平日の公用車としての利用について

- ・平日の車両保管場所は湯沢市役所本庁舎公用車第2車庫内とする。なお、平日の公用

車としての使用により発生する燃料費は市が負担するものとする。

- ・平日に公用車として使用する際は、市職員はカーシェアリング会員登録等をせず鍵又はスマートキー等を用いて使用できるものとする。
- ・次に掲げるメンテナンスを最低限付帯すること。
  - ア 定期点検（6か月毎）
  - イ 法定点検
  - ウ 車検整備
  - エ 故障修理
  - オ タイヤ交換（必要に応じて取付位置ローテーションやパンク修理を含む。）
  - カ 消耗品交換及び補充
  - キ その他安全走行に必要な点検及び修理

- ・事業者は次に掲げる費用を負担すること。

- ア 上記のメンテナンスに要する費用
- イ 自動車税
- ウ 自動車重量税
- エ 自動車保険料（任意保険・自賠責保険）

※任意保険について、車両（時価相当）・対人（無制限）・対物（無制限）・搭乗者（1名当たり3,000万円以上）の補償内容を最低限含むこととする。なお、市が使用する平日にあっては、職員個人がカーシェアリング会員登録等を行うことを必要とせず、公用使用の運転者すべてが対象となる保険に加入すること。

- ・上記のメンテナンスに要する時間が48時間以上になることが見込まれる場合、事業者は市に代車を提供すること。（4人乗り以上の一般的な車両であれば、車種は問わない。）
- ・事業者は、車両の故障や事故などの不測のトラブルが発生した際、迅速に対応すること。
- ・事業者は、市職員又は一般カーシェア利用者の利用中に事故により車両が使用できなくなった場合の対応をあらかじめ定めること。
- ・市職員が運転中に発生した事故については、自己負担額（免責額）が免除されるプランでの保険利用とすること。万一、事故・盗難・故障・汚損等を起こし、車両の修理・清掃等が必要となった場合においても、その期間の営業補償の一部となるノン・オペレーション・チャージの支払いが免除される契約内容とすること。

## （2）次世代自動車を用いた休日カーシェアリングサービスの実施

### ① サービスの運営について

- ・車両を使用する際の施錠と解錠は、鍵又はスマートキーの他、スマートフォンアプリから利用できること。あわせて、実店舗での受付や支払い等手続きが不要となるよう、予約・利用・精算までスマートフォンで利用可能なこと。

- ・ 休日の車両保管場所は市が指定するカーシェアリング駐車場所とし、無償となる場合がある。ただし、企画提案書提出の際は、湯沢駅前有料駐車場の利用を想定し、カーシェアリングサービス実施期間内の最大で95日（7月から1月までの最大予定期間の金曜夕方から土曜日、日曜日、祝日、年末年始にかけての利用予定日数）の利用を想定し、事業者の負担とする。1日あたり400円以内の利用料として提案金額に含めること。なお、契約交渉の際に内容を確定し、契約仕様書の作成及び契約用見積書の提出時に駐車場利用料金の詳細を定めるものとする。
- ・ 休日のカーシェアリングサービスを実施した後、事業者は平日の公用車使用のため休日明けの午前8時30分までに、湯沢市役所本庁舎公用車第2車庫に車両を配置すること。また、事業者はカーシェアリングを実施する休日の前日午後5時30分以降に、上記車両配置場所から、湯沢駅前駐車場内に車両を移動するものとする。
- ・ 休日カーシェアリングサービス利用者の事故・トラブル等の問合せに対応し、サポートすること。
- ・ 多くの利用者が簡易に利用登録、車両の予約及び利用ができること。
- ・ ドライブレコーダーやカーナビゲーションシステムを公用車利用と市民等利用で共有する場合の対応方法については、企画提案内容をもとに決定する。
- ② サービスの利用状況等に関する報告について
  - ・ 事業者は、サービスの利用状況等のデータを収集し、月毎にまとめた報告書を翌月10日までに市に提供すること。（例：総利用回数、日時別利用回数、利用時間、走行距離、1回利用あたりの平均走行距離等）
- ③ サービスの広報について
  - ・ 休日カーシェアリングサービスの広報を行い、サービスの認知度向上及び利用促進を図ること。

### (3) 実施体制の整備

- ・ (1) 及び (2) の運用に必要な業務体制を整えること。
- ・ 事業スキーム及び業務実施体制図を作成すること。

## 6 事業開始時期について

事業者は、次世代自動車の市へのレンタル並びに市民等への休日カーシェアリングサービスの実施を、令和6年6月中旬予定の契約日以後できるだけ早い時期に開始すること。

## 7 公用車利用にかかる支払方法について

支払は毎月払いとし、事業者から適法な請求があった日から30日以内に支払うものとする  
 ※休日カーシェアサービスの利用料については、利用者から徴収すること。

## 8 留意事項

### (1) 守秘義務

- ・事業者は、本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (2) 個人情報の保護
- ・事業者は、本業務により知り得た個人情報を本業務の目的以外に使用してはならない。
- (3) 損害賠償責任
- ・事業者が本業務の実施に際し、湯沢市又は第三者に損害を与えた場合等にあつては、直ちにその損害を賠償しなければならない。
- (4) 損害措置
- ・本業務の実施により第三者に与えた損害は、湯沢市に起因するものを除き、全て事業者の責任として対応すること。
- (5) 法令順守
- ・本業務を実施するにあつては、関連する法令を順守するものとする。
- (6) 事故発生時の対応
- ・事故が発生した場合には、利用者は速やかに警察署へ通報・届け出を行い、利用者と事業者は連絡を密にし、適切かつ迅速な対応を行うものとする。
  - ・利用者及び事業者は、警察当局等に事故状況及び事後対応を遅滞なく連絡するものとする。
  - ・事業者は、レンタカー所有者の立場から、当局等及び利用者に対し事故発生時の対応について適切な指示を行う。
  - ・利用者は、事業者の承諾なく第三者と示談又は協定をしないものとする。

## 9 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容等に疑義が生じた場合は、市と事業者が協議の上取り決めるものとする。